

変更登録について

- 提出書類の必要部数

- ・ 正1部 副1部

- 提出書類

変更事項	必要書類	備考
① 商号又は名称・住所	変更登録申請書	
	登記簿謄本	個人業者の場合は不要
② 役員	変更登録申請書	
	誓約書	1枚（法人の場合は2枚）
	略歴書	
	登記簿謄本	
③ 個人の氏名	変更登録申請書	
	戸籍抄本	
④ 専任の鑑定士	変更登録申請書	
	略歴書	
	専任の不動産鑑定士の設置証明書	・法第35条の要件を備えていることを証する書面 ・変更登録申請者が専任の不動産鑑定士となる場合は不要
	専任の不動産鑑定士の登録証明書	近畿施法整備局にて発行
	住民票	個人番号は記載しない

※ 官公庁が発行する書類については、申請前3ヶ月以内に発行されたもの、かつ、正本には原本を添付してください。